

神奈川県中小企業診断協会所属 中小企業診断士 森智亮氏にきく

## 今話題のIOTとは？

かながわ信用金庫では、平成27年10月より中小企業診断士2名にご常駐いただいています。これにより、今まで以上にお客さまの補助金申請支援や経営支援等に深く取り組むサポート体制ができました。今回はそのうちのお一人、森智亮氏にお話を伺いました。

### 最近気になるキーワード「IOT」

●IOT (Internet Of Things) …日常を構成するあらゆるものとインターネットが常に繋がること。

「いま、身の周りにある、あらゆる「モノ」がインターネットにつながる時代になってきています。たとえば、家の防犯カメラの映像や、家庭の電力使用量、テレビのオン・オフや見ているチャンネル情報などが、通信回線を通して、データを蓄積することが可能です。それらのデータを活用してどのようなサービスの提供が可能となるのでしょうか？

たとえば、日本はますます高齢化社会に突入しています。家庭の電力量や、テレビのオン・オフなどのデータを見ることで、一人住まいの高齢者の方を「見守り」、異変があればすぐに駆けつけるといった、高齢者向けサービスが既に実用化されています。

さらに、このIOTが注目されるのは、中小企業にも大いに活用できる点です。全世界のあらゆる機器がネットワークに接続され、そのデータを活用できるため、国を越えたビジネス展開では、リスクやコストの問題で国際舞台に立てなかった中小企業もそうした制約を一気になくせるからです。

政府としても、強力な後押しをしています。平成27年度補正予算「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」では、IOTを活用した技術開発・試作品開発を行うために、設備投資等を伴う民間事業に対して、最高3,000万円の補助金が拠出されます。このIOTの分野は、製造業だけではなく、サービス業も利用できる分野だけに、今後ますます注目しておきたい分野の一つです。」



中小企業診断士 もりとしあき 森智亮氏

- 業務：経営改善、売上拡大（営業力強化・販売促進）、創業支援、IT支援
- 業種：製造業（特にプロセス系）、流通／サービス（小売、卸）が出身業種なので得意ですが、よろず支援拠点などの業務を通して、幅広い業種に対応しています。

### スマホやタブレットで無料で使える高機能POSレジアプリ「Airレジ」

次にIOTの具体例を一つご紹介します。Airレジとは、発注・仕入機能以外はほぼ網羅しているPOSレジアプリです。飲食・小売業を中心に、さまざまな業種・業態の方に利用されています。

**0円**  
初期費用も月額費用も不要  
POSレジは高価だと導入を躊躇していた方も、月々の固定費を気にされる方も、Airレジならネット代金など必要最低限の費用で使用することができます。

**高機能**  
POSレジの基本機能+各種サービス  
会計機能はもちろん、売上や在庫状況などを外出先からリアルタイムで見ることができるほか、クレジット決済サービスや会計ソフトともシームレスに連携できます。

**安心安全**  
万が一の場合も安心のサポート体制  
万が一の通信トラブルや端末が故障してしまった場合にも、データが消えることはありません。導入から使用中まであらゆる場合に備えて万全のサポート体制を設けています。

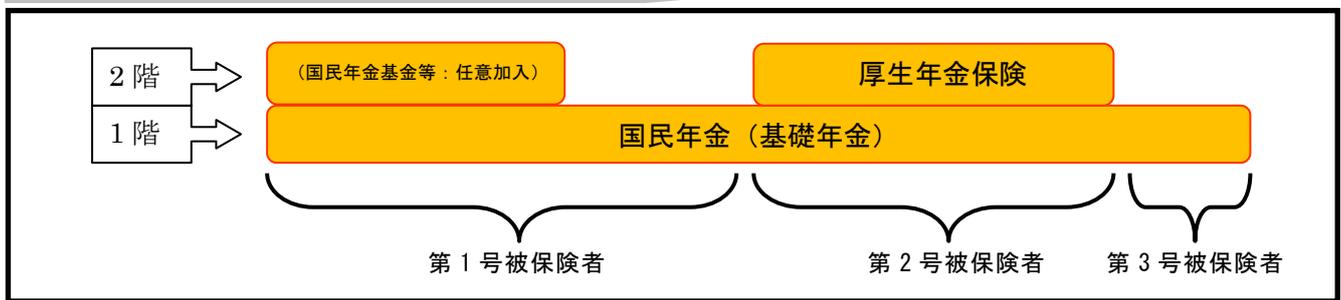
(Air レジホームページより抜粋)

スマホかタブレットがあれば誰でも簡単に使い始めることができ、費用が必要最低限なもの大きな魅力です。

リアルタイムで利用できる管理機能に加え、他社との連携による「仕入」「会計」サービスの導入によって、店舗業務全般の効率を向上させることが可能です。

以上のように、今後ますます IOT には、目が離せない状況となっています。

## ●連載コラム● すぐ分かる！年金の基礎①



年金の基礎についてこれから数回で、大きくテーマをつくりご案内していきます。「もう知ってるよ」という方も多いかもしれませんが、ぜひ再確認のつもりで読んでみてください。第1回目の今回は、国民年金の被保険者（加入者）の種類を見ていきます。

国民年金は、要件を満たす全ての国民を対象にしています。どういうことかということ、自営業者もサラリーマンも専業主婦も、職業問わず要件に当てはまれば原則全員が国民年金に加入しているということです。サラリーマンは原則国民年金と厚生年金保険両方同時に加入し、保険料も両年金支払いますが、このことがよく2階建てと言われるゆえんです。

### 国民年金の被保険者分類

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<b>定義</b>	日本国内に住む20歳以上60歳未満の人(第2号・第3号に該当する者を除く)	厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務する人	第2号被保険者の配偶者で、主として第2号被保険者の収入により生活を維持する人のうち、20歳以上60歳未満の人
<b>例</b>	自営業者、農漁業従事者、学生、フリーター等	サラリーマン、公務員等	サラリーマンの妻(専業主婦)等
<b>保険料納付形態</b>	各自で納付(現金納付、口座引落等) 全額自己負担	給与から天引 会社と本人で折半の負担	なし(第3号被保険者になったときは扶養者の勤務先に届出が必要)

(参考：日本年金機構ホームページ)

第3号被保険者は、多くはサラリーマンの妻(専業主婦)が該当すると思われます。ただしサラリーマンの妻であっても、専業主婦ではなく例えば厚生年金に加入するような形態で勤務している場合、妻は第2号被保険者になります。なお妻が第3号被保険者の場合、夫が退職し自営業や無職となった時、夫妻ともに60歳未満だと二人とも第1号被保険者に変更となります。

※上記内容は平成28年3月現在の制度に基づいたものであり、今後法改正により変更する場合があります。